

島根県新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

障がい福祉サービス等は、障がい児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障がい福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

2 事業内容

助成対象、助成額及び対象経費等の詳細は、別表のとおりとする。

(1) 障がい福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

以下の①から④に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1に規定する。

① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所

※ 職員に感染者と接触があったもの（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し、職員が不足した場合を含む。

② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所

③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く）

※ 一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別添2に規定する。

④ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所

※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

イ 助成額（基準単価）及び対象経費

別添1に規定する。

(2) 障がい福祉サービス施設・事業所との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

以下の①又は②に該当する施設・事業所を対象とする。なお、具体的な対象サービス種別は、別添1に規定する。

①2の(1)のアの①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所

②感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

イ 助成額（基準単価）及び対象経費

別添1に規定する。

(3) 緊急時の応援に係るコーディネート等支援事業

施設・事業所で感染者が発生した場合などに、当該施設・事業所や当該法人のみでの対応が困難になることが想定され、また、感染した利用者が入院や宿泊療養を行う場合にコミュニケーション支援等の障害特性への配慮が必要となる場合もある。

このため、都道府県において、平時から関係団体等と連携・調整を行った上で、地域の施設・事業所と連携し、当該施設・事業所に対する支援を行う体制の構築や利用者が医療機関又は宿泊療養施設でコミュニケーション支援等を必要とする場合に備えた体制の整備と適切な支援を実施する。

なお、事業の実施に当たっては、都道府県が適当と認めた者へ委託することも可能とする。

ア 対象経費

- ・ コーディネーターの person 費
- ・ 行政や関係団体、施設・事業所との連絡調整に要する活動経費（旅費、通信運搬費等）
- ・ 応援派遣の仕組みの周知及び協力施設・事業所の募集等に係る説明会や研修会開催経費
- ・ コミュニケーション支援等の実施に必要な支援者に対する謝金、旅費等

イ 基準単価

1 都道府県当たり600万円とする。ただし、令和4年度分の取扱いについては、令和4年3月31日障発0331第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」に基づく事業を実施し、助成を受けている

場合は、当該事業費を600万円から除いた金額を上限とする。

なお、この基準単価は、対象経費の支出年度単位で適用する。

附 則

この実施要綱は、令和5年12月1日から施行し、令和5年5月8日から適用する。